

第2回幕別町議会臨時会

議事日程

平成23年第2回幕別町議会臨時会
(平成23年5月10日 10時00分 開会・開議)

- 臨時議長の紹介
- 議員自己紹介
- 町長挨拶
- 教育委員長、農業委員会会長、代表監査委員の自己紹介
- 執行機関幹部職員紹介
- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
- 議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名（仮議席番号）
3番 野原 恵子 4番 増田 武夫 5番 藤原 孟
- 日程第3 選挙第1号 議長の選挙

追加議事日程（第1号）

- 日程第1 会期の決定 5月10日（1日間）
- 日程第2 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 常任委員会委員の選任
- 日程第5 議長の常任委員会委員の辞任
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任
- 日程第7 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第8 選挙第3号 東十勝消防事務組合議会議員の選挙
- 日程第9 選挙第4号 南十勝複合事務組合議会議員の選挙
- 日程第10 選挙第5号 十勝環境複合事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 選挙第6号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
- 日程第12 選挙第7号 十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第13 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(平成22年度幕別町一般会計補正予算（第7号）)
- 日程第14 承認第3号 専決処分した事件の承認について
(平成22年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第2号）)
- 日程第15 承認第4号 専決処分した事件の承認について
(平成22年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）)
- 日程第16 承認第5号 専決処分した事件の承認について
(平成22年度幕別町公共用地取得特別会計補正予算（第1号）)
- 日程第17 議案第31号 平成23年度幕別町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第35号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第19 議案第36号 幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第32号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第33号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第34号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第23 閉会中の継続審査の申し出（議会運営委員会）

会議録

平成23年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成23年5月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 5月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満
会 計 管 理 者 新屋敷清志 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 札 内 支 所 長 久保雅昭
教 育 部 長 佐藤昌親 消 防 長 熊谷直則
総 務 課 長 田村修一 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄 企 画 室 参 事 伊藤博明
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。(仮議席番号)
3番 野原 恵子 4番 増田 武夫 5番 藤原 孟

議事の経過

(平成23年 5月10日 10:00 開会・開議)

[臨時議長の紹介]

- 事務局長（米川伸宜） ご起立願います。おはようございます。
事務局長の米川です。
本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。
議長が選出されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。
年長の斉藤議員をご紹介します。
斉藤議員、議長席へどうぞ。

[臨時議長あいさつ]

- 臨時議長（斉藤喜志雄） ただいま紹介されました斉藤でございます。
地方自治法第 107 条の規定によって、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。
どうぞ、よろしく願いをいたします。

[議員自己紹介]

- 臨時議長（斉藤喜志雄） お諮りいたします。
このたびの選挙において、お互いに当選の荣誉に輝き、議席を得たところでありますが、初対面の方もいらっしゃるかと思いますので、ここで住所・氏名など簡単な自己紹介をお願いしたいと思っております。
いかがでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 臨時議長（斉藤喜志雄） 異議がないようですので、古川議員から順に自己紹介をお願いします。
- 2番（古川 稔） 2番古川稔。相川に移住しまして、今期4期目に当選させていただきました古川稔です。よろしく願いいたします。
- 3番（野原恵子） 旭町に住んでおります野原恵子です。4期目です。よろしく願いいたします。
- 4番（増田武夫） 忠類錦町に住んでおります増田武夫です。11期目の当選でした。よろしく願いいたします。
- 5番（藤原 孟） 旭町第1公区、藤原孟です。2回目の当選です。よろしく願いいたします。
- 6番（牧野茂敏） 古舞の牧野です。3回目の当選です。よろしく願いいたします。
- 7番（千葉幹雄） 錦町に住んでおります千葉幹雄でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 8番（乾 邦廣） 途別の乾邦廣です。どうぞよろしく願いいたします。
- 9番（中橋友子） 札内桂町に住んでおります中橋友子です。どうぞよろしく願いいたします。
- 10番（芳滝 仁） 札内桂町に住んでおります芳滝仁でございます。よろしく願いいたします。
- 11番（成田年雄） 緑町に住んでおります成田です。よろしく願いいたします。
- 12番（東口隆弘） 忠類元忠類に住んでおります東口隆弘です。よろしくどうぞお願いいたします。
- 13番（藤谷謹至） 忠類元町に住んでおります藤谷謹至と申します。よろしく願いいたします。
- 14番（寺林俊幸） 美川に住んでおります寺林俊幸です。どうぞよろしく願いいたします。
- 15番（田口廣之） 日新に住んでいます田口廣之です。どうぞよろしく願いいたします。
- 16番（岡本眞利子） 緑町に住んでおります岡本眞利子でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 17番（谷口和弥） 札内暁町に住んでおります谷口和弥です。どうぞよろしく願いいたします。

- 18 番（小川純文） 西猿別に住んでいます小川純文と言います。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 19 番（前川雅志） 旭町に住んでいます前川雅志です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 20 番（小島智恵） 緑町に住んでおります小島智恵と申します。ご指導よろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（斉藤喜志雄） 最後に、旭町に住んでおります斉藤喜志雄です。どうぞよろしくお願ひをいたします。

[町長あいさつ]

- 臨時議長（斉藤喜志雄） ここで、町長からごあいさつをお願いします。

岡田町長。

- 町長（岡田和夫） お許しをいただきましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

まずもって、このたびの統一地方選挙におきまして、多くの町民の皆さんの期待を担って、晴れの議席を得られました議員の皆さんに心からお祝いとお喜びを申し上げます。

私も 12 年ぶりの選挙戦を経て、4 回目の当選の栄に浴させていただきました。これもひとえに議員の皆様を初め、多くの町民の皆さんの温かいご支持、ご支援のたまものと深く感謝いたしているところであります。

また、当選はさせていただきましたが、相手候補に入れられたいわゆる批判票や残念ながら投票所に来られなかった方々を初めとする声が聞こえ、さらには多選批判といったものにも真摯に耳を傾けながら、いま一度初心に返り、公正で清潔な町政の推進になお一層努力を重ねてまいりたいと考えております。

また、私はこのたびの選挙戦において、安全・安心のまちづくり、住んでいてよかったと言われるまちづくりを、さらには住民の皆さんとともに進めております協働のまちづくりの一層の推進、そして他町村にはない平成の合併を成就した合併後 10 年に向けたさらなる一体感の醸成や均衡ある発展などを訴えてまいりました。

今日の地方自治体を取り巻く行財政環境は、さきの東日本大震災の復興を初め、多くの課題を抱える中、一段と厳しさを増すものと思ひますし、住民の皆さんから寄せられる要望も価値観の多様化からますます複雑多岐にわたるものと思ひますが、今後とも職員ともども全力を傾注しながら、一つでも二つでも課題が解決できるように、一つでも二つでも住民の要望にこたえられるよう頑張つてまいりたいと、全力を傾注してまいりたいと思つております。

どうか議員の皆さん、町長と議員という立場は違つても、住民の福祉向上や次代を担う世代に自信を持って引き継げる郷土の建設は、共通の願ひであらうと思ひます。議員の皆さんの温かいご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願ひを申し上げます。簡単ではありますが、一言ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

[教育委員会委員長・代表監査委員・農業委員会会長の紹介]

- 臨時議長（斉藤喜志雄） 次に、教育委員長、代表監査委員、農業委員会会長が出席されておりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

沖田教育委員長からお願いいたします。

- 教育委員会委員長（沖田道子） 沖田道子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 代表監査委員（柏本和成） 柏本和成です。よろしくお願ひいたします。

- 農業委員会会長（佐伯 満） 農業委員会会長の佐伯でございます。出身は古舞でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

[執行機関幹部職員紹介]

- 臨時議長（斉藤喜志雄） 続きまして、執行機関の幹部職員の紹介をお願いいたします。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 執行機関の幹部職員を紹介申し上げますけれども、今、課長職から紹介を申し上げます。暫時お待ちください。

それでは、ご紹介申し上げます。

総務課長、田村修一。

税務課長、姉崎二三男

糠内出張所長、湯佐茂雄につきましては、所用のため欠席をしております。

企画室参事、伊藤博明。

福祉課長、横山義嗣。

保健課長、境谷美智子。

こども課長、森範康。

町民課長、川瀬俊彦。

民生部参事、坂野松四郎。

農林課長、菅野勇次。

商工観光課長、八代芳雄。

経済部参事、飛田栄。

土地改良課長、所拓行。

土木課長、角田和彦。

都市計画課長、田井啓一。

施設課長、澤部紀博。

水道課長、田中光夫。

会計課長、森廣幸につきましては、所用のため欠席をしております。

忠類総合支所地域振興課長、佐藤和良。

忠類総合支所保健福祉課長、原田雅則。

忠類総合支所経済建設課長、細澤正典。

農業委員会事務局長、野坂正美。

議会事務局議事課長、仲上雄治。

監査委員事務局長、鎌田光洋。

学校教育課長、羽磨知成。

生涯学習課長、中川輝彦。

図書館長、長谷繁。

幕別学校給食センター所長、稲田和博。

東十勝消防事務組合消防次長、橋本孝男。

幕別消防署長、稲上隆男。

以上、課長職であります。

続きまして、特別職、教育長、金子隆司。

続いて、部長職をご紹介申し上げます。

会計管理者、新屋敷清志。

総務部長、増子一馬。

経済部長、飯田晴義。

民生部長、菅好弘。

企画室長、堂前芳昭。

建設部長兼水道部長、高橋政雄。

忠類総合支所長、古川耕一。

札内支所長、久保雅昭。

議会事務局長、米川伸宜。

教育部長、佐藤昌親。

私、副町長の高橋でございます。よろしくお願いを申し上げます。

[開会・開議宣言]

○臨時議長（斉藤喜志雄） ただいまから、平成23年第2回幕別町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○臨時議長（斉藤喜志雄） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[仮議席の指名]

○臨時議長（斉藤喜志雄） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

[会議録署名議員の指名]

○臨時議長（斉藤喜志雄） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、臨時議長において、3番野原議員、4番増田議員、5番藤原議員を指名いたします。

[議長選挙]

○臨時議長（斉藤喜志雄） 日程第3、選挙第1号、議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時議長（斉藤喜志雄） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時議長（斉藤喜志雄） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に、古川稔議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名いたしました古川稔議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時議長（斉藤喜志雄） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました古川稔議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された古川稔議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長に当選された古川稔議員から発言を求められておりますので、これを許します。

古川稔議員。

○議長（古川 稔） 議長就任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

この臨時議会におきまして、初議会において、議員各位の推挙によりまして、再び議長の重責を担

うこととなり、身の引き締まる思いでございます。

議会運営におきましては、不偏不党、公正無私の立場を堅持し、議会の権能を十分発揮し、町政の推進発展、町民の福祉向上に努力する決意であります。

特に、前の期より進めております議会改革に当たりましては、一層開かれた議会、皆さんに親しまれる議会を目途とし、信頼される議会の実現に向けて全力を傾注する所存であります。

全議員、各位の皆さん方のご一層の力添えをいただきますようお願い申し上げますとともに、町理事者、そして関係機関の皆さん方にもご指導いただけますようお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが、議会議長就任のごあいさつとさせていただきます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○臨時議長（斉藤喜志雄） これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

古川議長、議長席にお着き願います。

ここで暫時休憩します。

10：21 休憩

10：23 再開

[議長・議長席に着席]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[日程の追加]

○議長（古川 稔） ただいま、お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程を追加することに決定しました。

[会期の決定]

○議長（古川 稔） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

[副議長の選挙]

○議長（古川 稔） 日程第2、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、千葉幹雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました千葉幹雄議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました千葉幹雄議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選された千葉幹雄議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました千葉幹雄議員からの発言を求められておりますので、これを許します。

千葉幹雄議員。

○副議長(千葉幹雄) お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいまは、不肖私を歴史ある幕別町議会の16代目の副議長に、前期に引き続き、満場一致でご推挙をいただきました。大変光栄に思うと同時に、重く受けとめ、身の引き締まる思いでございます。

今後は、町民の福祉の向上はもちろんであります。さらに町民の皆さん方に信頼される議会を目指していかなければならないというふうに思っております。そのためには、前期より積み残しをしてまいりました議会の改革を進めなければなりません。そして、二元代表制の原点に立ち返り、議会の役割、権能を高めていくことが求められていると思います。強い志を持って、議長の補佐役としてのその職責を果たしたいと思っております。

4年間、議員の皆さん方のより一層のご指導、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げる次第でございます。

以上をもちまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

(拍手)

[議席の指定]

○議長(古川 稔) 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長が指定いたします。

なお、会議規則運用内規によって、議長席は最終番、副議長席は最終番より2番目と定められていますので、申し添えます。

それでは、氏名と議席番号を事務局に朗読させます。

○事務局長(米川伸宜) 申し上げます。

1番小川議員、2番寺林議員、3番東口議員、4番藤谷議員、5番小島議員、6番岡本議員、7番藤原議員、8番乾議員、9番牧野議員、10番谷口議員、11番芳滝議員、12番田口議員、13番前川議員、14番成田議員、15番中橋議員、16番野原議員、17番増田議員、18番齊藤議員、19番千葉議員、20番古川議員。

以上であります。

○議長(古川 稔) ただいま、朗読したとおりの議席を指定いたします。

指定した議席に名札を持って、移動、着席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

10：28 休憩

10：29 再開

○議長（古川 稔） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

[常任委員の選任]

○議長（古川 稔） 日程第4、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

○事務局長（米川伸宜） 朗読いたします。

総務文教常任委員会委員に、2番寺林議員、4番藤谷議員、5番小島議員、9番牧野議員、16番野原議員、19番千葉議員、20番古川議員、以上7名です。

次に、民生常任委員会委員に、1番小川議員、6番岡本議員、7番藤原議員、11番芳滝議員、12番田口議員、14番成田議員、15番中橋議員、以上7名です。

次に、産業建設常任委員会委員に、3番東口議員、8番乾議員、10番谷口議員、13番前川議員、17番増田議員、18番斉藤議員、以上6名です。

以上で朗読を終わります。

○議長（古川 稔） ただいま朗読しましたとおり、各常任委員会委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

[議長の常任委員会委員辞退願配付]

○議長（古川 稔） ここで、常任委員辞退願配付のため暫時休憩いたします。

10：31 休憩

10：32 再開

[議長の常任委員会委員の辞任]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

申し上げます。

私は総務文教常任委員会に所属いたしましたが、議長の職責上、常任委員を辞任いたしたいと思い、辞任願を提出いたします。

なお、この場合、私は除斥の対象となりますので退席いたします。

副議長、議長席に着席願います。

ここで暫時休憩いたします。

（議長退席）

10：33 休憩

10：34 再開

[副議長、議長席に着席]

○副議長（千葉幹雄） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議長の常任委員会委員の辞任を議題といたします。

ただいま、総務文教常任委員に選任されました議長から常任委員の辞任願が提出されました。

議長は、各委員会へ出席権が与えられていること、本会議における可否同数の際の裁決権などを有していることなどから、総務文教常任委員を辞任したいとの申し出であります。

お諮りをいたします。

本件は、申し出のとおり辞任について許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

ここで議長職を交代いたしますので、暫時休憩いたします。

10:35 休憩

10:36 再開

(副議長、自席へ)

[議長、議長席へ]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先に決定いたしました各常任委員会で、会議を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10:37 休憩

10:43 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、各常任委員会から、正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告をいたします。

総務文教常任委員会、委員長に牧野茂敏議員、副委員長に野原恵子議員。

民生常任委員会、委員長に芳滝仁議員、副委員長に藤原孟議員。

産業建設常任委員会、委員長に増田武夫議員、副委員長に前川雅志議員。

以上のとおり、各常任委員会の正副委員長が決定いたしました。

日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（米川伸宜） 朗読いたします。

議会運営委員に、2番寺林議員、7番藤原議員、9番牧野議員、11番芳滝議員、13番前川議員、15番中橋議員、17番増田議員、18番斉藤議員、以上8名です。

○議長（古川 稔） ただいま朗読いたしましたとおり、議会運営委員会委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10：45 休憩

10：52 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会から、正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

委員長に中橋友子議員、副委員長に前川雅志議員。

以上のとおり、議会運営委員会の正副委員長が決定いたしました。

[特別委員会の設置]

○議長（古川 稔） 日程第7、議会広報特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、名称・目的・定数・期間・閉会中の継続審査などを定めた議会広報特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（米川伸宜） 朗読いたします。

議会広報特別委員会委員に、1番小川議員、5番小島議員、10番谷口議員、13番前川議員、19番千葉議員、以上5名であります。

○議長（古川 稔） ただいま朗読しましたとおり、議会広報特別委員会委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会広報特別委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10：55 休憩

10：59 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議会広報特別委員会から、正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に前川雅志議員、副委員長に谷口和弥議員。

以上のとおり、議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[一部事務組合議会議員の選挙]

○議長（古川 稔） 日程第 8、選挙第 3 号、東十勝消防事務組合議会議員の選挙から日程第 12、選挙第 7 号、十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙まで、一括して選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、事務局に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（米川伸宜） 朗読いたします。

東十勝消防事務組合議会議員に、2 番寺林議員、7 番藤原議員、12 番田口議員、以上 3 名です。

次に、南十勝複合事務組合議会議員に、3 番東口議員、4 番藤谷議員、以上 2 名です。

次に、十勝環境複合事務組合議会議員に、古川議長、十勝圏複合事務組合議会議員に、古川議長、十勝中部広域水道企業団議会議員に、古川議長。

以上でございます。

○議長（古川 稔） ただいま朗読しましたとおり、選挙第 3 号、東十勝消防事務組合議会議員の選挙から選挙第 7 号、十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙までについて指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしましたとおり、当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員が各組合議会議員に当選されました。

会議の途中ではありますが、11 時 15 分まで休憩いたします。

11 : 03 休憩

11 : 15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第 13、承認第 2 号から日程第 19、議案第 36 号までの 7 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 13、承認第 2 号から日程第 19、議案第 36 号までの 7 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 13、承認第 2 号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第 2 号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものでございます。

別添の専決処分書に沿いましてご説明を申し上げます。

専決処分の内容につきましては、平成 22 年度幕別町一般会計補正予算であり、平成 23 年 3 月 31 日付で行ったものであります。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 22 年度幕別町一般会計補正予算（第 7 号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,112 万 9,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 154 億 7,426 万円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、3 ページから 5 ページにあります第 1 表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 地方債補正」であります。

地方債の内容を変更するものであります。温泉敬老入浴券助成事業、ワクチン接種費用助成事業の 2 事業について、事業費確定に伴い起債の限度額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりとなっております。

それでは、科目別に歳出からご説明を申し上げます。

13 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目一般財産管理費 10 万 8,000 円の減額でございます。公共用地取得特別会計の廃止に伴います繰出金の減額であります。

次に、17 目基金管理費 3 億 2,600 万円の追加でございます。25 節積立金であります。細節 1 財政調整基金積立金に 1 億円、細節 2 減債基金積立金に 2 億 2,600 万円を追加するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目老人福祉費 135 万 8,000 円の減額でございます。老人保健特別会計の廃止に伴います繰出金の減額であります。

次に、11 目保健福祉センター管理費 110 万円の追加でございます。細節 11 燃料費であります。燃料単価の高騰及び使用量の増加によりまして、予算に不足が生じておりますことから追加補正を行うものであります。

7 款商工費、1 項商工費、5 目企業誘致対策費 1 億 1,447 万 6,000 円の減額でございます。14 ページにかけてありますが、工業用地取得促進補助金及び工業団地取得資金貸付金につきましては、事業費確定に伴います減額、並びに土地開発公社運営補助金につきましては、同公社の運営に当たり町の基金から低利率の短期貸し付けを実施したことによりまして、利息が軽減されますことから、補助金を減額するものであります。

8 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 2 万 9,000 円の減額でございます。公共下水道特別会計に対します繰出金の減額であります。十勝川流域下水道建設事業に係る負担金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

7 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 42 万 8,000 円の追加でございます。現年課税分の収納額増に伴います補正でございます。

次に、4項町たばこ税、1目町たばこ税487万9,000円の追加でございます。現年課税分の収納額増に伴います補正でございます。

5項入湯税、1目入湯税108万3,000円の減額でございます。実績に基づき現年課税分を減額するものであります。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税2,620万7,000円の追加でございます。交付額の確定に伴うものであります。

8ページになります。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税67万7,000円の追加でございます。交付額の確定に伴うものであります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金32万円の追加でございます。交付額の確定に伴うものであります。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金61万3,000円の追加でございます。交付額の確定に伴うものであります。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金15万5,000円の減額でございます。交付額の確定に伴うものであります。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金1,054万1,000円の追加でございます。交付額の確定に伴うものであります。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金593万8,000円の減額でございます。交付額の確定に伴うものでありますが、ゴルフ場利用者数の減に伴う減額であります。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金1,042万2,000円の減額、2目旧法による自動車取得税交付金5,000円の追加でございます。1目、2目ともに交付額の確定に伴うものであります。

10ページになります。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金10万円の追加でございます。交付額の確定に伴うものであります。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税2億7,423万9,000円の追加でございます。特別交付税の交付額の確定に伴うものであります。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金111万5,000の減額でございます。交付額の確定に伴うものであります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料90万円の追加でございます。社会福祉協議会が運営するデイサービス事業にかかわります保健福祉センター使用料の追加であります。

16款道支出金、2項道補助金、1目民生費補助金180万円の追加でございます。つくし学童保育所建設事業にかかわります地域づくり総合交付金の確定に伴う追加であります。

19款繰入金、2項特別会計繰入金、1目老人保健特別会計繰入金78万3,000の追加でございます。本年3月31日をもって廃止となりました老人保健特別会計の残余金を、一般会計に繰り入れるものであります。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、8目工業団地取得資金貸付金元金収入9,165万円の減額でございます。貸付額の確定に伴います減額であります。

22款町債、1項町債、1目民生債10万円の減額、12ページになりますが、8目衛生債10万円の追加でございます。事業費の確定に伴います起債額の補正であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第14、承認第3号、専決処分した事件の承認についてから日程第16、承認第5号、専決処分した事件の承認についてまでの3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 承認第3号から5号までの専決処分について一括してご説明を申し上げます。

まず初めに、承認第3号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定より、専決処分をさせていただきますので報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成22年度幕別町老人保健特別会計補正予算であり、平成23年3月31日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思えます。

平成22年度幕別町老人保健特別会計補正予算(第2号)であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ153万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ569万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページにあります「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思えます。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思えます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費20万7,000円を減額するものでございます。会計の廃止に伴いまして、その執行残を減額するものであります。

2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費100万円の減額、2目医療支援費10万円の減額、3目審査支払手数料1万2,000円の減額でございます。いずれも会計の廃止に伴います補正でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金及び還付金1,000円を減額するものでございます。同じく会計の廃止に伴います補正でございます。

次に、2項繰入金、1目他会計繰入金78万3,000円を追加するものでございます。会計の廃止に伴いまして、残余金が生じておりますことから、一般会計に繰り出すものであります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費100万円を減額するものでございます。会計の廃止に伴います補正でございます。

続いて、歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りをいただきたいと思えます。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金56万7,000円の減額でございます。会計の廃止に伴います補正でございます。

次に、2目審査支払手数料1万円の減額でございます。これも会計の廃止に伴います補正でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金35万5,000円の減額でございます。会計の廃止に伴います補正でございます。

3款道支出金、1項道負担金、1目医療費負担金8万9,000円の減額でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金135万8,000円の減額でございます。会計の廃止に伴い、その全額を一般会計へ繰り戻すものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金84万7,000円の追加でございます。繰越金の追加でございま

す。

6 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子 1,000 円の減額でございます。

次に、2 項雑入、1 目第三者納付金、2 目返納金、3 目保険医療機関返還金、4 目雑入、それぞれ 1,000 円を減額するものでございますが、会計の廃止に伴います補正であります。

なお、3 目であります。当該会計の廃止によりまして、不正・不当請求に係る債権が消滅することはありませんので、その債権は、本年 4 月 1 日から一般会計に引き継がれることを申し添えます。

以上で、老人保健特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、承認第 4 号、専決処分した事件の承認につきましてご説明を申し上げます。

11 ページをお開きいただきたいと思ひます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただきますので報告し、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成 22 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算であり、平成 23 年 3 月 31 日付で行ったものであります。

12 ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成 22 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 182 万 9,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 2,924 万 1,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、13 ページ、14 ページにあります「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思ひます。

15 ページになりますが、「第 2 表 地方債補正」であります。

地方債の内容を変更するものであります。公共下水道建設事業、十勝川流域下水道建設事業の 2 事業について、事業費確定に伴い起債の限度額を変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりとなっております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

17 ページをお開きいただきたいと思ひます。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 182 万 9,000 円を減額するものでございます。

11 節需用費及び 15 節工事請負費につきましては、公共下水道建設事業の事業費確定に伴う減額、19 節負担金補助及び交付金につきましては、十勝川流域下水道建設事業の事業費確定に伴う負担金の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

16 ページとなります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 2 万 9,000 円の減額でございます。歳出でもご説明いたしました流域下水道建設事業に係る事業費確定に伴います繰入金の減額であります。

7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債 180 万円の減額でございます。事業費確定に伴います起債額の減額であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、承認第 5 号、専決処分した事件の承認につきましてご説明を申し上げます。

18 ページとなります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただきますので報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成 22 年度幕別町公共用地取得特別会計補正予算であり、平成 23 年 3 月 31 日付で行ったものであります。

19 ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成 22 年度幕別町公共用地取得特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 10 万円を減額、予算の総額を歳

入歳出それぞれ1,739万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、20ページ、21ページにあります「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

23ページをお開きいただきたいと思います。

2款予備費、1項予備費、1目予備費10万円を減額するものでございます。会計の廃止に伴いまして、その執行残を減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

22ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金10万8,000円の減額でございます。会計の廃止に伴い、その一部を一般会計へ繰り戻すものでございます。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金8,000円の追加でございます。繰越金でございます。

以上で、公共用地特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、3議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第3号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

承認第4号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

承認第5号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第17、議案第31号、平成23年度幕別町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第31号、平成23年度幕別町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ131億6,238万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 350 万円の追加でございます。

20 節扶助費につきましては、東日本大震災によりまして、被災地から本町へ避難されてこられました世帯に対しまして見舞金をもって支援するものであり、1 世帯 10 万円の 5 世帯分を補正するものであります。

26 節寄附金につきましては、東日本大震災によりまして、岩手県、宮城県、福島県の 3 県に甚大かつ広範囲の被害が生じておりますことから、被災地の早期復興と被災者の支援のために 3 県の各町村間に対し、それぞれ義援金 100 万円を支出しようとするものであります。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページとなります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 350 万円の追加でございます。現年課税分の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 35 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第 19、議案第 36 号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 35 号、特別職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 36 号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 4 ページ、議案説明資料は 5 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、議案説明資料をごらんいただきたいと思います。

引き続き、厳しい財政状況が続く中、限られた予算の中での多くの町民の皆様のご要望におこたえをしていくことが求められております。

この厳しい財政状況を踏まえ、些少ではありますが、財政難に対処するため特別職みずからの姿勢として、平成 20 年第 1 回町議会定例会におきまして本条例を改正し、期末手当の支給の際の加算を、平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に限り廃止してきたところでありますが、今後も引き続き、この期末手当の支給の際の加算を廃止いたしたくご提案を申し上げます。

まず、議案第 35 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。改正の内容につきましては、特別職の職員の期末手当の額は、給料月額に 100 分の 15 を乗じて得た額と給料月額を合わせた額にそれぞれの期末手当の月数を乗じて得た額を支給しておりますが、この 100 分の 15 の加算を廃止しようとするものであります。

なお、この措置の機関は、平成 27 年 3 月までの 4 年間とし、附則にこの特例措置の規定を加えようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例につきましては、制定附則に、平成 23 年 6 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り、条例第 4 条中の期末手当の加算を行わない規定を追加するものであります。

続きまして、議案説明資料の 6 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 36 号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例につきましても、議案第 35 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例と同様に、期末手当の加算を廃止する特例措置について、附則に期末手当の加算を行わない規定を追加するものであります。

議案書にお戻りいただきまして 4 ページ、5 ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、いずれも公布の日から施行するとするものであります。

なお、今回の 2 本の条例の改正にかかわります本年度の影響額につきましては、町長と副町長に係る総額で 89 万 7,000 円の減額、教育長に係る分で 36 万円の減額となり、総額で 125 万 7,000 円の減額となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、2 議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 35 号、特別職員の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 36 号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 32 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 32 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 1 ページ、説明資料も 1 ページとなります。

まず、議案説明資料をごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、本年 4 月 1 日に施行されたことなどに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、厳しい経済情勢が続く中、中間所得者層の負担に配慮しながら低所得者層の国民健康保険税の軽減を図るために、医療給付費分に係る基礎課税額の課税限度額を現行の 50 万円から 51 万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の 13 万円から 14 万円に、介護納付金課税額の課税限度額を現行の 10 万円から 12 万円に、それぞれ引き上げる改正を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第 2 条第 2 項につきましては、基礎課税額に関して規定をしているものであります。地方税法施

行令の改正に伴いまして、課税限度額を「50万円」から「51万円」に引き上げるものであります。

第2条第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額に関して規定をしているものであります。地方税法施行令の改正に伴いまして、課税限度額を「13万円」から「14万円」に引き上げるものであります。

第2条第4項につきましては、介護納付金課税額に関して規定をしているものであります。このたびの改正に伴いまして、課税限度額を「10万円」から「12万円」に引き上げるものであります。

第26条につきましては、国民健康保険税の減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減額に関して規定しているものであります。地方税法施行令の改正に伴いまして、軽減後の課税限度額を、基礎課税額に関しては「50万円」から「51万円」に、後期高齢者支援金等課税額に関しては「13万円」から「14万円」に、介護納付金課税額に関しては「10万円」から「12万円」に引き上げるものであります。

議案書にお戻りいただき、1ページをごらんいただきたいと思っております。

附則についてでございますが、附則第1項は施行期日を規定したものでありまして、平成23年4月1日から適用するものであります。

附則第2項は適用区分について規定したもので、本条例につきましては、平成23年度以後の国民健康保険税について適用するものであり、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第32号については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第32号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

ここで、民生常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

再開は、民生常任委員会の終了後といたします。

11:50 休憩

13:32 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、お手元に配付いたしましたとおり、民生常任委員長から付託案件、議案第32号について、審査結果の報告書が提出されましたので、審議いたしたいと思っております。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、芳滝仁議員。

○11番（芳滝仁） 報告させていただきます。

平成23年5月10日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長芳滝仁。

民生常任委員会報告書。

平成23年5月10日本委員会に付託された事件、議案32号を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条第1項の規定により報告します。

記。

- 1、委員会開催日、平成 23 年 5 月 10 日（1 日間）
- 2、審査事件、議案第 32 号、幕別町国民健康保険税条例の一部改正する条例。
- 3、審査の経過、審査に当たっては、住民負担への影響等について質疑が行われ、起立採決によって結論を見た。

4、審査の結果、「原案を可とすべきもの」と決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論ありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論はなしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 32 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

[監査委員の選任]

○議長（古川 稔） 日程第 21、議案第 33 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

斉藤喜志雄議員は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。

（斉藤議員退場）

○議長（古川 稔） 説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第 33 号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、前監査委員でありました助川順一氏の後任として、幕別町旭町 21 番地の 94、斉藤喜志雄氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料 3 ページに記載してございますので、ご参照いただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

この際、除斥議員の入場のため、暫時休憩いたします。

(齊藤議員入場)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

[副町長の選任]

○議長（古川 稔） 日程第 22、議案第 34 号、副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第 34 号、副町長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、高橋平明副町長が 5 月 12 日をもって任期満了となりますことから、引き続き同君を再任いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同君の経歴などにつきましては、議案説明資料 4 ページに記載してございますので、ご参照いただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（古川 稔） ただいま私を除く出席議員は、19 人です。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙の配付)

○議長（古川 稔） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（古川 稔） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱の点検)

○議長（古川 稔） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする方はマル印を、本案を否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて、順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（米川伸宜） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番小川議員、2 番寺林議員、3 番東口議員、4 番藤谷議員、5 番小島議員、6 番岡本議員、7 番藤原議員、8 番乾議員、9 番牧野議員、10 番谷口議員、11 番芳滝議員、12 番田口議員、13 番前川議員、14 番成田議員、15 番中橋議員、16 番野原議員、17 番増田議員、18 番齊藤議員、19 番千葉議員。

以上です。

○議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○議長(古川 稔) 開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に小川議員及び寺林議員を指名いたします。

よって両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(古川 稔) 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち賛成17票、反対2票。

以上のとおり、賛成が多数でありますので、よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

13:46 休憩

13:47 再開

○議長(古川 稔) 休憩を解いて再開いたします。

[副町長あいさつ]

○議長(古川 稔) ここで、ただいま副町長に選任されました高橋平明君より発言を求められておりますので、これを許します。

高橋平明君。

○(高橋平明) ただいま、副町長の選任につきましてご同意をいただきました。まことにありがとうございます。

岡田町長の補佐役として与えられた職責に恥じないよう、職員と一丸となって誠心誠意務める所存でございます。

議員の皆様におかれましては、これまで以上にご指導、ご鞭撻を賜りたいというふうに考えております。

これからもどうぞよろしくお願いを申し上げます。

(拍手)

○議長(古川 稔) ここで、継続審査の申出書を配付のため、暫時休憩いたします。

13:48 休憩

13:49 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[継続審査の申し出]

○議長(古川 稔) 日程第23、閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

議会運営委員長から議会運営に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、委員の任期満了まで閉会中も継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣]

○議長（古川 稔） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成23年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

13:50 閉会